

明石市都市景観アドバイス会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市景観を形成する建築物等の具体的な計画及び設計に対して、都市景観に関する専門的な立場から助言を行う明石市都市景観アドバイス会議（以下「会議」という。）を設置することにより、超大規模建築物（次条第1号に規定する建築物をいう。）及び特に景観上大きな影響を与える公共施設において、周辺地域と調和し地域特性に応じた景観形成の誘導を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、市長に助言し、又は調査若しくは研究を行うものとする。

- (1) 明石市都市景観条例施行規則（平成6年規則第46号）第10条第1項第1号若しくは第2号又は第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する建築物に係る協議に関すること。
- (2) 市が整備する道路、公園、建築物その他の公共施設のうち、特に景観に及ぼす影響が大きいものとして市長が認めるものの意匠等に関すること。
- (3) その他良好な都市景観の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の職務等)

第5条 会議に座長及び副座長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 座長は会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、非公開とする。ただし、座長が特に必要と認めるときは、公開することができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則 (平成24年7月18日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。